

佐々木薬局市民病院前 調剤点数表に基づく算定項目

項目	内容
調剤管理料	患者さまやご家族から伺った投薬歴や副作用・アレルギーの有無、服薬の状況、お薬手帳の情報、医薬品リスク管理計画(RMP)などをもとに、薬剤師が薬学的に分析・評価を行います。その上で、患者さま一人ひとりに適した薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を実施しています。必要と判断される場合には、処方内容について医師へ提案を行うこともあります。
服薬管理指導料	患者さまごとに作成した薬剤服用歴をもとに、処方されたお薬に重複や相互作用、アレルギーのリスクがないかを確認しています。その上で、薬剤情報提供文書を用いて、お薬の正しい服用方法や注意点についてご説明しています。また、お薬をお渡しする際には、患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の有無などを確認しながら、適切にお薬を使用していただくために必要な情報を丁寧にお伝えしています。薬をお渡しした後も、服薬中の体調の変化や服薬状況について継続的に確認を行い、必要に応じて追加の説明やアドバイスを実施しています。 なお、患者さまが選択されたかかりつけ薬剤師が服薬指導等を行う場合も、服薬管理指導料として算定されます。かかりつけ薬剤師は、患者さまが使用しているお薬の情報を一元的・継続的に把握し、複数の医療機関から処方されたお薬の重複、飲み合わせ、残薬状況等を確認しながら、安心してお薬を使用していただけるよう支援します。
調剤基本料	当薬局は調剤基本料 1 の施設基準に適合する薬局です。
地域支援・医薬品供給 対応体制加算 2	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ① 直近 3 か月の後発医薬品の数量割合 85%以上に適合する薬局です。 ② 医薬品の安定供給を確保するために必要な体制を有しています。 ③ 地域医療への貢献するために必要な以下の体制を有しています (1) 地域医療に貢献する体制を有することを示す実績を有しています (2) 地域における医薬品等の供給拠点として対応します (3) 休日、夜間を含む薬局における調剤・相談応需体制を整えています (4) 在宅医療を行うための関係者との連携体制等の対応を整備しています (5) 医療安全に関する取組の実施をしています (6) かかりつけ薬剤師が服薬管理指導を行う旨の届出をしています (7) 患者毎に服薬指導の実施、薬剤服用歴を作成しています (8) 管理薬剤師は定められた要件(薬局経験5年以上、常勤、当該薬局在籍1年以上)を満たしています (9) 研修計画の作成、研修の実施、学会発表などを推奨しています (10) 患者のプライバシーに配慮、椅子に座った状態での服薬指導に配慮しています (11) 地域医療に関連する取組の実施をしています

連携強化加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 (1) 都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けていること (2) 感染症対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年 1 回以上実施 (3) 個人防護具を備蓄 (4) 新型インフルエンザ等感染症等の発生時等において、要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品(検査キット)の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症等の発生等がないときから整備し、これらを提供している (5) 自治体等からの要請により、避難所・救護所における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制が整備 (6) 災害対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年 1 回以上実施 (7) 災害や新興感染症発生時における薬局の体制や対応について、それぞれの状況に応じた手順書等の作成 (8) 情報通信機器等を用いた服薬指導を行う体制が整備されていること (9) 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売、検査キット(体外診断用医薬品)の取扱い
バイオ後続品調剤体制加算	当薬局は、医薬品の適切な保管及び患者様への適切な説明を行うことができる保険薬局であって、バイオ後続品の調剤を行うにつき必要な体制が整備されています。
在宅薬学総合加算 1	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出 ・ 在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績(年 48 回以上) ・ 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制(在宅協力薬局との連携を含む)及び周知 ・ 在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講 ・ 医療材料・衛生材料の供給体制 ・ 麻薬小売業者免許の取得 ・ 服薬指導料の「注 1」に規定する服薬管理指導を行う旨の届出
電子的調剤情報連携体制整備加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ オンライン資格確認システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用していること。 ・ マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいること。 ・ 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施していること。
特定薬剤管理指加算 2	当薬局は以下の基準に適合する薬局です ・ 保険薬剤師の経験 5 年以上の薬剤師が勤務 ・ 患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制 ・ 麻薬小売業者免許の取得 ・ 医療機関が実施する化学療法に係る研修会への参加(年 1 回以上) 当薬局では、抗がん剤注射による治療を行う患者さまに対して、治療内容を把握し処方医との連携のもと、副作用の確認等のフォローアップを行います。
在宅患者訪問薬剤管理指導料	当薬局は、患者さまのご自宅等を訪問し、薬剤の管理・服薬指導等を行う「在宅患者訪問薬剤管理指導料」の届出を行っております。
調剤ベースアップ評価料	当薬局には、賃上げ対象になり得る職員が勤務しており、賃金の改善を実施するにつき必要な体制が整備されています。

